

福祉医療費公費負担制度の一部負担金等の状況

1 重度心身障害者医療（91）

（令和7年1月1日現在）

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町 海田町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。 ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
坂町	1医療機関につき1日100円の患者負担額をお支払いいただきます。 ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。 ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

2 精神障害者医療（91）（通院のみ適用）

（令和7年1月1日現在）

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町 海田町	通院：無料
坂町	1医療機関につき1日100円の患者負担額をお支払いいただきます。 ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。 ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、通院月4日まで

3 ひとり親家庭等医療（92）

（令和7年1月1日現在）

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町 神石高原町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。 ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。 ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

乳幼児医療は裏面

4 乳幼児医療（90）

（令和7年1月1日現在）

市 町 名	対象年齢等	一部負担金
神石高原町	入通院とも18歳まで	入通院とも無料
坂町	入通院とも18歳まで	①住民税課税世帯は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで ②住民税非課税世帯は入院・通院とも無料
廿日市市	入通院とも18歳まで	①未就学児は入院・通院とも無料 ②小学生以上は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
府中町	入通院とも中学校3年生まで	①住民税課税世帯は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院・通院とも月4日まで ②住民税非課税世帯は入院・通院とも無料
広島市	入通院とも中学校3年生まで	○入院 無料 ○通院の場合（1医療機関につき） 1 保護者の所得額が基準額未満の場合 初診料算定時1日500円を限度（月4日まで） 2 保護者の所得額が基準額以上 ①未就学児 初診料算定時1日1,000円を限度（月2日まで） ②就学児 1日1,500円を限度（月2日まで） ③第三子以降の子ども 初診料算定時1日500円を限度（月4日まで）
尾道市 三次市 安芸高田市 北広島町 安芸太田町 庄原市 大崎上島町 世羅町 呉 市 竹原市 府中市 三原市 大竹市 江田島市 東広島市 熊野町	入通院とも18歳まで	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
福山市 海田町	入通院とも中学校3年生まで	

※_____は、令和7年（2025年）1月1日から変更となる市町

一部負担金の取扱いは、必ず受給者証で確認してください。